

使用開始日:2016年6月16日

アムンディ・インドネシア・ファンド

追加型投信／海外／株式

[愛称]

ガルーダ



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。この目論見書により行うアムンディ・インドネシア・ファンドの受益権の募集については、発行者であるアムンディ・ジャパン株式会社(委託会社)は、同法第5条の規定により有価証券届出書を平成28年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成28年6月16日にその届出の効力が生じております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記<ファンドに関する照会先>のホームページで閲覧できます。また、本書には信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載しております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づいて組成された金融商品であり、商品内容の重大な変更を行う場合には、同法に基づき事前に受益者の意向を確認する手続き等を行います。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。
- ファンドの販売会社、基準価額等については、下記<ファンドに関する照会先>までお問合せください。

ファンドの商品分類および属性区分

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	株式 一般	年2回	アジア	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

■ 委託会社 [ファンドの運用の指図を行う者]

アムンディ・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第350号

設立年月日: 1971年11月22日

資本金: 12億円(2016年3月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額:

2兆3,893億円 (2016年3月末現在)

■ 受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行う者]

株式会社 りそな銀行

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

■ <ファンドに関する照会先>

アムンディ・ジャパン株式会社

お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

ファンドの目的・特色

◎ファンドの目的

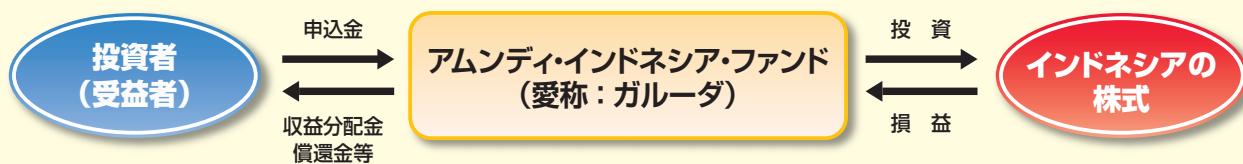
ファンドは、インドネシアの株式を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

◎ファンドの特色

- 1 主として、インドネシアの株式に投資します。
- 2 独自のリサーチを重視したボトムアップ・アプローチ（個別銘柄の選択）に基づき、投資テーマ等を考慮し、運用を行います。
- 3 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 4 運用にあたっては、投資一任契約に基づいてアムンディ・シンガポール・リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。

◎ファンドの仕組み

【イメージ図】



アムンディ・インドネシア・ファンドは、MSCIインドネシア指数^{}を参考指標とします。

^{*}MSCI Inc.が開発した株価指標です。同指標に関する著作権、その他知的財産権はMSCI Inc.に帰属しております。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

◎ファンドの運用プロセス

ステップ1

投資ユニバース

インドネシアの株式の中から、各銘柄の出来高（流動性）を精査し、投資ユニバースを決定

ステップ2

投資銘柄候補

以下の主要項目に基づき、投資銘柄候補を決定

- ①企業訪問 ②独自のリサーチ ③投資テーマ ④バリュエーションの評価・分析 ⑤市場データ

ステップ3

業種別配分

以下の主要項目に基づき、業種別配分を決定

- ①マクロ経済・市場シナリオ分析 ②投資戦略 ③投資テーマ

ステップ4

ポートフォリオの構築

ボトムアップ・アプローチによる銘柄選択とトップダウン・アプローチによる
業種別配分の両面からポートフォリオを構築

アムンディ・シンガポール・リミテッド（ファンドの投資顧問会社）

ファンドに係る運用の指図権限は、アムンディ・シンガポール・リミテッドに委託します。

アムンディ・シンガポール・リミテッドは1989年以来、 ASEANの中核であるシンガポールに拠点を有し、 ASEAN諸国をカバーするリサーチ体制を築いています。運用に関しては、ボトムアップ・アプローチに重点を置き、有望な銘柄の選別を行います。ファンドの運用に関して、アムンディ・シンガポール・リミテッドはアムンディ・ホンコン・リミテッドから運用に関するアドバイスを受けます。

※運用プロセスは本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

◎主な投資制限

- 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- 株式への投資割合には制限を設けません。
- 新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以下とします。
- 同一銘柄の株式への投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以下とします。

◎分配方針

毎決算時（原則として3月15日および9月15日。休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。したがって、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

◎基準価額の変動要因

ファンドは、主として外国株式など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、**投資信託は預貯金とは異なります**。

① 価格変動リスク

ファンドは主にインドネシアの株式に投資を行いますので、ファンドの基準価額は組入れられた株式の価格変動の影響を受け、変動します。株式の価格はその発行体(企業)の経営状況、財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。したがって、組入れられた**株式の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額も下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

② インドネシアの株式への投資に関するリスク(カントリーリスク)

ファンドは主にインドネシアの株式を投資対象としています。一般にインドネシアの証券市場は**欧米等の先進国の証券市場に比べ市場規模や取引量が小さく、市場の流動性が低くなる事態が生じる可能性が高いと考えられます**。そのため、インフレ、国際収支、外貨準備高の悪化、政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場におよぼす影響は先進主要国以上に大きくなることが予想されます。また、当該国の政変、経済事情の変化等により市場が混乱した場合や、政府当局により有価証券取引、為替取引等に対して新たな規制や税制が導入された場合等には、証券市場、金融市場が大きな影響を受け、**ファンドの基準価額が大きく変動する可能性があり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

新たな通貨規制、資本規制等が導入された場合には、投資資金を日本へ回金することが困難になる可能性があります。

③ 為替変動リスク

外貨建資産に投資した場合は、為替変動によって重大な損失が生じるリスクがあります。

ファンドが投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。**円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

◆基準価額の変動要因(投資リスク)は上記に限定されるものではありません。

◎その他の留意点

1. ファンドの繰上償還

ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることができます。

2. インドネシアへの投資に関する留意点

ファンドはインドネシアの株式に限定して投資を行うため、十分な分散投資効果が得られない場合があります。

3. 収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われるとき、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

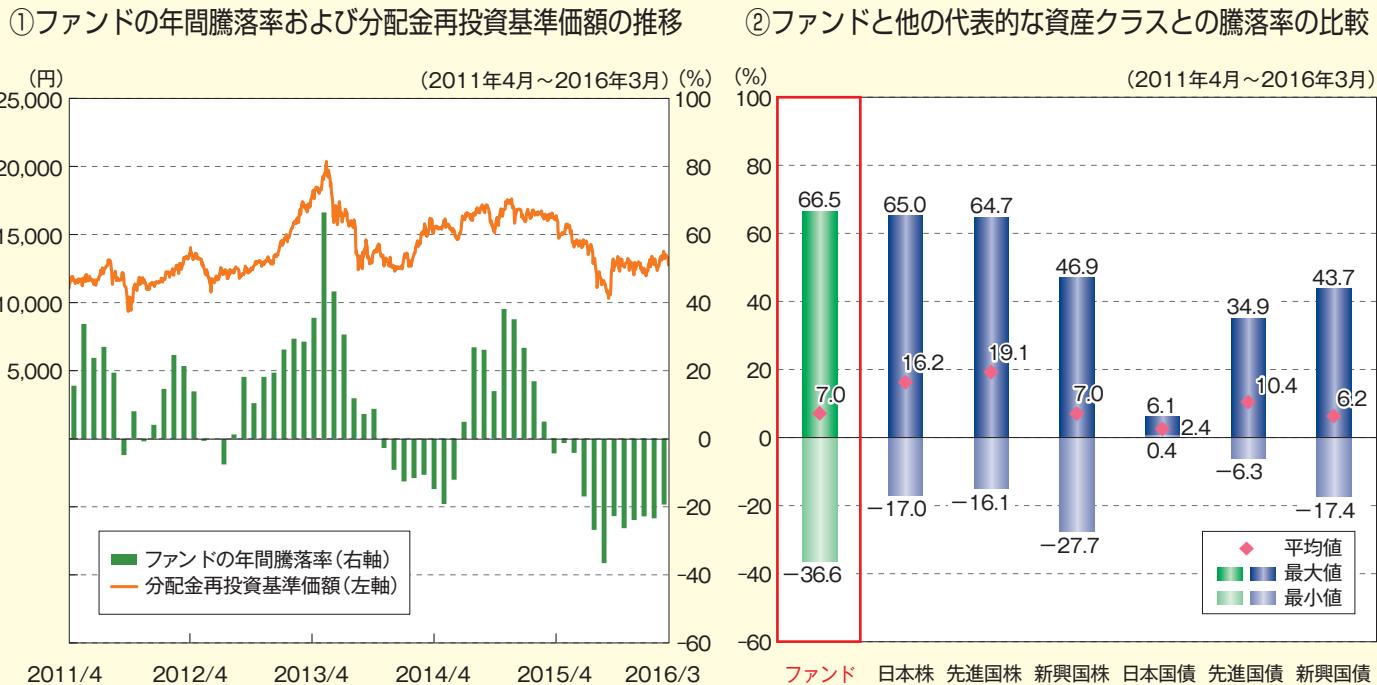
ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

◎リスクの管理体制

ファンドのリスク管理として、運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、リスク委員会に報告します。このほか、委託会社は関連法規、諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況をモニターしリスク委員会に報告するほか、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議を行い、必要な方策を講じており、グループの独立した監査部門が隨時監査を行います。

◆上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

(参考情報)



*①のグラフは、年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)および分配金再投資基準価額の推移を表示したものです。

*②のグラフは、2011年4月から2016年3月までの5年間の年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。

*年間騰落率および分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および基準価額の推移とは異なる場合があります。

*②のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

○各資産クラスの指標について

日本株

東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

東証株価指数(TOPIX)とは、東京証券取引所第一部に上場している全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXの指標値およびTOPIXの商標は東京証券取引所の知的財産であり、同指標の算出、指標値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利およびTOPIXの商標に関するすべての権利は、東京証券取引所が有します。東京証券取引所は、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指標値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有します。

先進国株

MSCIコクサイ・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

新興国株

MSCIエマージング・マーケット・インデックス(税引後配当込み、円ベース)

MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は、同指標の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有します。

日本国債

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指標です。同指標の知的財産権とその他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。

先進国債

シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

シティ世界国債インデックスとは、Citigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指標です。同指標に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はCitigroup Index LLCに帰属します。また、Citigroup Index LLCは同指標の内容を変える権利および公表を停止する権利を有します。

新興国債

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ベース)

JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドとは、J.P.Morgan Securities LLCが算出し公表している、現地通貨建のエマージング・マーケット債で構成されている指標です。同指標の著作権はJ.P.Morgan Securities LLCに帰属します。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースの指標を採用しております。

◎基準価額・純資産の推移



*再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。
*基準価額の計算において信託報酬は控除しています。

基 準 価 額	7,818円	純 資 産 総 額	20.3億円
---------	--------	-----------	--------

◎分配の推移

決算日	分配金
8期(2014年3月17日)	0円
9期(2014年9月16日)	0円
10期(2015年3月16日)	0円
11期(2015年9月15日)	0円
12期(2016年3月15日)	0円
設定来累計	5,800円

*分配金は1万口当たり・税引前です。

*直近5期分を表示しています。

◎主要な資産の状況

資産配分

資産	純資産比(%)
株式	99.60
現金等	0.40
合計	100.00

*現金等には未払諸費用等を含みます。
*四捨五入の関係で100.00%とならない場合があります。

組入上位5業種

業種	純資産比(%)
金融	37.13
一般消費財・サービス	17.50
電気通信サービス	16.77
生活必需品	11.23
資本財・サービス	8.43

組入上位10銘柄

	銘柄	業種	純資産比(%)
1	テレコムニカシ・インドネシア	電気通信サービス	14.70
2	アストラ・インターナショナル	一般消費財・サービス	12.25
3	バンク・ラヤット・インドネシア	金融	11.76
4	バンク・セントラル・アジア	金融	10.91
5	バンク・マンディリ	金融	5.63
6	マタハリ・デパートメント・ストア	一般消費財・サービス	4.30
7	バンクネガラインドネシア	金融	3.81
8	ユニリーバ・インドネシア	生活必需品	3.73
9	インドセメント・トゥンガル・プラカルサ	素材	3.00
10	セメン・インドネシア	素材	2.92

◎年間収益率の推移



*年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものとして計算しています。

*ファンドにはベンチマークはありません。

*2010年は設定日(4月28日)から年末まで、2016年は年初から3月31日までの騰落率を表示しています。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

手続・手数料等

○お申込みメモ

購入単位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として6営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ファンドの休業日(インドネシア証券取引所の休業日またはシンガポールの祝休日のいずれかに該当する場合)には、受付けません。
申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時※までに購入・換金のお申込みができます。 販売会社により異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入の申込期間	平成28年6月16日から平成29年6月15日までとします。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	無期限とします。(設定日:平成22年4月28日)
繰上償還	委託会社は、ファンドの受益権の口数が10億口を下回った場合または信託を終了させることが投資者のために有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を繰上げて信託を終了させることができます。
決算日	年2回決算、原則3月15日および9月15日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	年2回。毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。 販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
信託金の限度額	300億円です。
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年3月、9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に販売会社よりお届けします。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

※上記所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

◎ファンドの費用・税金

ファンドの費用

<投資者が直接的に負担する費用>

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。 詳しくは販売会社にお問合せください。	
	料率上限(本書作成日現在)	役務の内容
信託財産留保額	3.24% (税抜3.0%)	商品や関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として販売会社にお支払いいただきます。

<投資者が信託財産で間接的に負担する費用>

運用管理費用 (信託報酬)	信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率1.7496%(税抜1.62%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。				
	[信託報酬の配分] (年率)				
	支払先	料率	役務の内容		
		純資産総額			
	100億円未満の場合	100億円以上の場合			
委託会社	0.80% (税抜)	0.70% (税抜)	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価		
販売会社	0.75% (税抜)	0.85% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価		
受託会社	0.07% (税抜)		ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価		
毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。 委託会社がファンドの投資顧問会社に支払う報酬額は、信託財産の日々の純資産総額に以下の報酬率を乗じて得た金額とし、毎計算期末または信託終了のとき、委託会社の報酬から支払うものとします。					
(年率)					
		純資産総額	報酬率		
100億円未満の場合		0.80%以内			
100億円以上の場合		0.70%以内			

◆上記の運用管理費用(信託報酬)は本書作成日現在のものです。

その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。

- ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用
- ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用等を含みます。)
- ・信託財産に関する租税 等

※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

税 金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

◆公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また20歳未満の居住者などを対象とした同様の非課税措置(ジュニアNISA)もあります。詳しくは、販売会社にお問合せください。

◆法人の場合は上記とは異なります。

◆上記は平成28年4月現在の内容に基づいて記載しています。

◆税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。